

確認印

案件名称

令和7年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託

## 仕様書

大阪市計画調整局

# 令和7年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託

## 仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、令和7年度 大阪市都市プロモーション動画制作業務委託に適用する。

### 2 業務目的

本市では、重点的に都市開発を推進する都市再生緊急整備地域を中心に、都市開発プロモーションを実施しており、大阪市内への投資促進や都市開発のさらなる促進を図ることを目的としている。大阪市内の各地区のまちづくりの魅力を紹介するプロモーション動画「City of Osaka」を制作し、都市プロモーションの機会にその放映を行うとともに、ホームページ上で動画を配信している。（大阪市政策企画室の公式 YouTube チャンネルに掲載中）

現在使用している動画を令和5年度に企画・構成して以降、大阪市内の都市開発が進捗してきたことから、より効果的な都市プロモーションを行うためにも、近年の都市開発の動向を反映した動画に時点修正を行うことを目的とする。

＜参考 プロモーション動画「City of Osaka」掲載場所＞

大阪市 HP 都市開発プロモーション：

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000538880.html>

### 3 業務内容

#### （1）概要

令和5年度に制作した4種類（日本語版・英語版 ロング、ショート）動画の加工・編集作業（3シーンの画像差替）を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

#### （2）作業項目

実施する作業項目については以下のとおりとする。

##### ① 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成

受注者は発注者に対して、②～④の各作業内容について、定期的に報告または打ち合わせを行い、編集内容に問題が無いか確認の上、納期までに動画を完成させる。

##### ② 動画編集

編集内容は、以下の該当箇所の画像差替（パース→写真）とし、差替画像は発注者より提供する。詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

言語	動画の長さ	該当箇所	
日本語版	ロング	2 : 20	うめきた2期区域「グラングリーン大阪」
		5 : 07	新・大学キャンパスの開設
		5 : 45	大阪・関西万博開催
	ショート	0 : 40	うめきた2期区域「グラングリーン大阪」
		1 : 44	新・大学キャンパスの開設
		2 : 02	大阪・関西万博開催
英語版	ロング	2 : 24	Umekita 2nd Phase Zone
		5 : 20	Opening of new university campus
		5 : 59	EXPO2025 OSAKA, KANSAI, JAPAN
	ショート	0 : 44	Umekita 2nd Phase Zone
		1 : 49	Opening of new university campus
		2 : 07	EXPO2025 OSAKA, KANSAI, JAPAN

③ Web用動画への変換（アップロードは本市が実施）

④ 成果品の納品

#### 4 提出書類

##### （1）業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書 1部
- ・業務実施計画書及び工程表 1部（契約締結後14日以内）
- ・業務責任者通知書 1部

##### （2）業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書 1部（必要に応じて、隨時）

##### （3）業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書 1部
- ・納品書 1部

#### 5 成果品

##### （1）成果品及び提出部数

成果品1：報告書（紙媒体2部、電子データ）

作業項目ごとに報告書にとりまとめ、2穴ファイル綴じし、作成する。

なお、印刷物については、できる限り再生紙を使用すること。

成果品2：制作した大阪市プロモーション動画の日本語音声版、英語音声版、白素材（BGM、音声、テロップが入っていない同内容の動画で、素材音声のみ残す）（以下、これら3点をまとめて「都市プロモーション各動画」という。）のMP4形式の電子データ

成果品3：都市プロモーション各動画について、「3 業務内容（2）作業項目」のうち、③のWeb用動画への変換前（非圧縮もしくは可逆圧縮）電子データ及び各素材の電子データ

- ・変換前データの形式は受注者が選択するものとする。
- ・制作した動画の変換前（非圧縮もしくは可逆圧縮）データを発注者に納品すること。

なお、成果品にまとめる際には、以下の要領で行うこと。

- 成果品の電子データは、USBメモリーやDVD-ROM等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、正・副（バックアップ）を納品すること。
- 提出する成果品の電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日（西暦表示）」を明記すること。
- 成果品の帰属についてはすべて発注者の所有とする。
- 成果品2及び成果品3で使用するデータ格納媒体は、発注者のセキュリティシステムの仕様上、予め発注者においてデータ格納媒体を発注者のコンピューターに直接接続して媒体情報を確認する必要があるため、受注者は、納入期限の14日前までに発注者に納品するデータ格納媒体を貸与すること。なお、貸与及び返却の方法及び日時については、協議の上決定するものとする。

## （2）成果品2にかかる留意点

- ア ホームページやYouTube等でのWeb配信やPCでのプレゼンテーションで利用可能な形式とする。
- イ アップロード用動画ファイルの解像度は原則として「4K」(3,840dpi×2,160dpi)とする。またあわせて、簡易再生用の動画ファイル（内容は4K動画と同じ。フルHD, 1,920dpi×1,080dpi）も納品する。
- ウ ファイル形式はMP4形式（拡張子は『.MP4』）とし、アスペクト比は16:9、ビットレートは「4k」は30Mbps以上、フルHDは12Mbps程度とする。
- エ 詳細は受注者より提示し、発注者と協議の上決定する。

## 6 成果品の納期及び納入場所

納入場所 大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

納 期 令和8年1月23日（金）

（担当、問い合わせ先）

大阪市計画調整局開発調整部開発計画課

電話：06-6208-7898

## 7 保証

成果物引渡し後、1年以内に受注者の過失による誤りが発見された場合には、受注者は無償で追加・修正を行うこと。

## 8 再委託について

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について生じた疑義については、協議して解釈するものとする。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること